



マイナンバーカードの暗証番号変更・再設定

Q 暗証番号を変更したい

- A** 暗証番号を覚えていれば、スマートフォン、PCを用い、地方公共団体情報システム機構の公的個人認証サービスポータルサイトから暗証番号変更ができます。
- または、マイナポータルサイト(アプリ)から暗証番号変更ができます(署名用・利用者証明用・券面事項入力補助用のみ)。
- ただし、暗証番号を忘れてしまった場合や、ロックがかかってしまった場合は市民課または田沼・葛生各行政センターにて暗証番号再設定申請が必要です。

Q 署名用電子証明書の暗証番号を忘れた、またはロックされた

- A** 利用者証明用電子証明書の数字4桁の暗証番号がわかる場合に限り、署名用電子証明書の暗証番号はコンビニエンスストアで再設定可能です。詳しくは地方公共団体情報システム機構のホームページ(「署名用パスワードをコンビニ等で初期化・再設定」と検索)をご覧ください。
- なお、利用者証明用電子証明書の数字4桁の暗証番号がわからない場合は、市民課または田沼・葛生各行政センターで再設定の手続きが必要となります。



Q 暗証番号を忘れた、またはロックされた

A 市民課または田沼・葛生各行政センターにて暗証番号再設定申請が必要です。

本人が手続きをする場合(原則、本人がお越しください)

お持ちいただくもの

- マイナンバーカード



法定代理人が手続きをする場合(本人が15歳未満または成年被後見人の場合)

お持ちいただくもの

- 暗証番号を再設定する本人のマイナンバーカード
- 暗証番号を再設定する本人の本人確認書類
(マイナンバーカードの他にもう1点)
- 法定代理人の本人確認書類2点
(官公署が発行した顔写真付き本人確認書類1点のほか、もう1点)
- 代理権の確認書類
[本人が15歳未満の場合:戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)]

※佐野市に本籍がある方は不要。住民票で法定代理人であると確認できた場合は、省略可能。
本人が成年被後見人の場合:成年後見登記事項証明書(原則3ヶ月以内のもの)

任意代理人が手続きをする場合

申請受付後に、暗証番号を再設定する本人あてに文書を郵送し、新暗証番号の確認を行います(文書照会)。申請当日に手続きが完了しませんのでご注意ください。

申請時にお持ちいただくもの

- 暗証番号を再設定する本人のマイナンバーカード
- 任意代理人の本人確認書類
(顔写真が付いていない本人確認書類でもかまいません)

照会回答書持参時に必要なもの

- 暗証番号を再設定する本人のマイナンバーカード
- 暗証番号を再設定する本人の本人確認書類1点
(マイナンバーカードの他にもう1点)
- 任意代理人の本人確認書類2点
(官公署が発行した顔写真付き本人確認書類1点のほか、もう1点)
- 必要事項を記入した回答書 [委任状(回答書に記入欄があります)]